

## 公益社団法人静岡県理学療法士会 倫理委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公益社団法人静岡県理学療法士会（以下、本会という）会員の懲戒処分等に公正を期するため、静岡県理学療法士会倫理委員会（以下、委員会という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる処分等について、会長の求めに応じて公正な審議をし、その審議結果を会長に報告するものとする。

- (1) 会員の懲戒処分
- (2) その他会長が特に必要と認めるもの

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 理事（2名）
- (2) 東部地区会員（1名）
- (3) 中部地区会員（1名）
- (4) 西部地区会員（1名）
- (5) 本会外部の有識者（1名）

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長には理事2名のうち理事互選によりいずれか1名を充てる。

- 2 委員長は委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは別の委員が委員長の職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とする。

### (委員の会議への参加禁止)

第6条 委員は、自己またはその親族に直接の利害関係のある事件が審議事項となっている委員会には出席することができない。

### (事情聴取等)

第7条 委員長は委員会において必要と認めるときは、委員以外の有識者を会議に出席させ、その説明もしくは意見または事情を聴き、関係する資料の提出を求めることができる。

- 2 委員長は、事案の内容及び重要性に照らして必要と認めるときは、見識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第8条 委員及び関係した職員その他の者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局総務部内に置く。

- 2 事務局は、委員会の審議に必要な資料を調整し、会議において処分の基準等について説明するものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 26 日より、一部改正により施行する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 19 日より、一部改訂により施行する。